

契約締結後の公表

施設維持管理業務委託について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号第21条の13第1項第3号の規定により随意契約による契約を締結したので、水戸市財務規則(平成7年水戸市規則第16号)第129条の2第1項第3号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年4月23日

水戸市上下水道事業管理者 園部 孝雄

1 随意契約の内容

- (1) 業 務 名 環境整備業務委託(その1)
- (2) 契 約 日 令和7年4月23日
- (3) 契約金額 4,350,661 円
- (4) 委託期間 契約日の翌日～令和8年3月15日

2 契約の相手方

- (1) 所 在 地 水戸市大塚町 1863-169
- (2) 名 称 公益社団法人 水戸市シルバー人材センター
理事長 加倉井 健一

3 契約の相手方とした理由

選定基準を満たし、かつ、見積金額が予定価格の範囲内であったため。